令和６年度森のふれあい館等の利活用に関するサウンディング調査
【質問事項への回答】

回答日：令和７年２月２１日

<table>
<tr><th colspan="2">質　問　事　項</th><th>回　答</th></tr>
<tr><td>1</td><td>建物・土地に関して「賃借」とありますが、想定・希望されている賃貸借契約書と重説があれば拝見させて頂きたいです。</td><td>サウンディング調査によりご提案やご意見等をいただく段階のため、現時点でお示しできるものはありません。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>現在の、森のふれあい館の運営は箱根町で運営なさっているかと存じますが、森のふれあい館及び木の実クラフトの運営は、全て箱根町のみで運営を行っていらっしゃる状態でしょうか。</td><td>基本的には町が館全体を運営していますが、入館者受付、木の実クラフト、団体受入等の一部業務は（一財）箱根町観光協会に委託しています。</td></tr>
<tr><td>3</td><td>事業参画を行う箱根町と民間事業者の公租公課・光熱費などの公共料金の負担割合はどのように想定していらっしゃいますでしょうか。</td><td>民間事業者が実施する事業に伴う光熱水費等は、当該事業者に負担いただくことを想定していますが、共用部分等の負担割合は利活用の内容に応じて協議し、決定していくものと考えています。</td></tr>
<tr><td>4</td><td>概算ですが、森のふれあい館の入館料収益が
R3年：491万円
R4年：491万円
R5年：445万円
と算出致しました。この数字でお間違い無いでしょうか。
加えて、木の実クラフトの体験収益も併せてご教示いただけますでしょうか。</td><td>令和３～５年度の入館料収益及び木の実クラフト体験収益は次のとおりです。
<table>
<tr><th>年度</th><th>入館料
（観覧料）</th><th>木の実クラフト
（工芸室材料売払収入）</th></tr>
<tr><td>R3</td><td>4,654,750円</td><td>1,639,320円</td></tr>
<tr><td>R4</td><td>4,645,500円</td><td>1,831,100円</td></tr>
<tr><td>R5</td><td>4,180,250円</td><td>1,974,450円</td></tr>
</table>
※R5は12～3月まで館内工事に伴い休館
※２　質問については「年」となっていますが
回答については「年度」としています。</td></tr>
</table>

5	業務用200V電源（三相コンセントプラグ）を使用した機器の使用・持ち込みは可能でしょうか。 建物内での機器使用を想定しています。	機器の持ち込みは可能ですが、電気容量を確認のうえ、使用箇所に応じて、コンセントの設置工事や電源の引込工事等が必要となります。
6	事業参画した場合、施設のPRや集客支援について、箱根町はどこまでの関与を想定していらっしゃいますでしょうか。	独立採算制のため、原則として、民間事業者が行う事業は事業者自身でＰＲや集客を行っていただきますが、町としても、可能な範囲で協力していきたいと考えています。
7	公募を行い、参画を行った場合、他社事業者との共存が求められる可能性はありますでしょうか。 単独事業者での活用のみの想定でしょうか。	事業の実施や公募については、今回のサウンディング調査結果を踏まえ、検討していきますが、法人又は法人のグループによる活用とし、町から異なる法人（法人グループ）との共存を求めることは想定していません。
8	集合広場の整地面積について 整地された箇所の概算面積を把握されていましたら、ご教示いただけますでしょうか。	集合広場の整地面積は約2,300㎡です。 ※昭和60年代に箱根やすらぎの森を整備した際の資料に基づく数値です。
9	博物展示施設の用途変更について 現地説明会の際に、博物展示施設の要素を一部残すことで宿泊事業の実施が可能となる可能性について言及があったと認識しております。 この場合、用途変更は不要という理解でよろしいでしょうか。 正しく理解したく、改めてご確認いただけますと幸いです。	森のふれあい館は、現在、自然公園法に基づき博物展示施設として国立公園事業の執行協議を行い、環境省の同意を得ている施設になります。 説明会では、事業内容によっては、博物展示施設に付帯する事業として認可を得られる可能性もあるとご説明しましたが、付帯するためには当該施設との関連性を要することから、宿泊事業を付帯する利活用方法は想定していません。 なお、検討中の事業内容が国立公園事業として認められるか否かの判断は、個別の事業内容等に基づき環境省が判断することとなりますので、同省にお問い合わせください。

10	やすらぎの森の一部占有に関する使用料について 占有する場合の使用料の考え方についてご教示ください。（例：借地料、占有料など）	土地を占有する場合は借地料が発生しますが、具体的な金額については、サウンディング調査でのご意見等を踏まえ、今後検討していきたいと考えています。
11	トレーラーハウス型宿泊施設の許可実績について やすらぎの森の景観の良い場所に、トレーラーハウス型の宿泊施設を検討しております。 開発許可や用途変更が不要なサービス形態と認識しておりますが、貴自治体においてトレーラーハウス型宿泊施設の許可実績はございますでしょうか。	今回のサウンディング調査では、森のふれあい館と箱根やすらぎの森の一体的な利活用を希望しているため、トレーラーハウス型宿泊施設を主とした利活用方法は想定していません。 なお、開発許可や用途変更の要否を含め、トレーラーハウス型宿泊施設が、自然公園法に基づく公園事業（付帯事業を含む）に該当するか否かの判断は、個別の事業内容等に基づき環境省が判断することとなりますので、同省にお問い合わせください。 また、箱根町内における建築確認申請の審査は神奈川県が行っているため、町では、トレーラーハウス型宿泊施設に関する許可実績は把握していません。